政　令

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年二月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第五十二号

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律（令和三年法律第八十七号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律の施行期日は、令和四年三月一日とする。

総務大臣　金子　恭之
財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣　萩生田光一
内閣総理大臣　岸田　文雄

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年二月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第五十三号

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行令等の一部を改正する政令

内閣は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律（令和三年法律第八十七号）の施行に伴い、並びに特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第二条第四項及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第十六条の四第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行令の一部改正）

第一条　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行令（令和二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第三条第十三号」を「第四条第十三号」に改める。

第六条中「第二十五条第三項」を「第二十七条第三項」に改め、同条を第七条とする。

第五条第一項中「第二十三条第五号」を「第二十五条第五号」に改め、同条第二項中「第二十三条第八号」を「第二十五条第八号」に改め、同項第十号中「第二十三条第一号」を「第二十五条第一号」に改め、同条を第六条とする。

第四条中「第十一条」を「第十三条」に、「第二十二条第二項」を「第二十四条第二項」に改め、同条を第五条とする。

第三条中「第十三条第四項第一号」を「第十五条第四項第一号」に改め、同条を第四条とする。

第二条中「第十三条第一項第一号」を「第十五条第一項第一号」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（特定半導体の要件）

第二条　法第二条第四項の政令で定める半導体の種類は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める性能は、当該半導体の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

半導体の種類	性　能
演算を行う半導体	トランジスター上に配置される導線の中心の間隔が最も短い箇所において百ナノメートル以下であること
記憶を行う半導体	一ビットの情報の記憶に必要な電子回路の面積が千三百七十平方ナノメートル以下であること又は積層された当該電子回路の層の数が百六十以上であること

（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令の一部改正）

第二条　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令（平成十五年政令第三百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条を第十四条とし、第十二条の前の見出しを削り、同条を第十三条とし、同条の前に見出しとして「（他の法令の準用）」を付する。

第十一条中「第八条第一項及び第九条」を「第九条第一項及び第十条」に改め、同条を第十二条とし、第十条を第十一条とし、第九条を第十条とする。

第八条第一項中「第十条」を「第十一条」に改め、同条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条中「第十一条」を「第十二条」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。